

利用約款

利用規則

セーフティーボックス利用規約



〒359-1133 埼玉県所沢市荒幡1464
TEL:04-2925-8111 FAX:04-2926-8979

利用約款

〈約款の適用〉

第1条 当ゴルフ場をご利用になるお客さまには、次条以下の約款に従ってご利用いただきます。

〈利用の申込み〉

第2条 当ゴルフ場をご利用いただくには、次の方法でお申込み(ご予約)いただいた場合に限りです。
(1) 当ゴルフ場に直接または、電話でお申込みをいただいた場合。
(2) 西武グループの各施設および当ゴルフ場が指定した各案内所に直接または、電話でお申込みいただいた場合。
(3) インターネットでお申込みいただいた場合。
(4) お申込み(ご予約)は、年間を通して承ります。
(5) 当ゴルフ場をご利用いただく場合には、1組4名さまを基本とさせていただきます。

〈利用・利用継続の拒絶〉

第3条 当ゴルフ場は、次の場合にはご利用およびご利用の継続をお断りする場合がございます。
(1) 前条に定める方法以外でのお申込みの場合。
(2) スタート時間に余裕がない場合。
(3) お客さまの使用するスパイクシューズがノンメタルスパイクシューズ(スパイクレスを含む)ではない場合。
(4) お客さまが公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められる場合。
(5) お客さまが本約款、利用規約その他当ゴルフ場で定める規則等に違反されたことがある場合または違反された場合。
(6) 当ゴルフ場と契約されていない予約代行業者経由のお申込みの場合。
(7) お客さまが暴力団等反社会的勢力に所属しているまたはその関係者であることが判明した場合。
(8) お客さまが暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させた場合。
(9) お客さまが精神異常者または伝染病者等であると認められる場合。
(10) 粗野な振る舞い等、他のお客さまに不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
(11) 天災地変、施設の故障、補修、その他やむを得ない理由がある場合。
(12) 指定する休業日または営業時間外である場合。
(13) その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由がある場合。

〈氏名等の明告〉

第4条 ご予約申込みの際には、次の事項を確認させていただきます。
(1) お客さまのお名前、住所、ご利用人数、連絡先の電話番号。
(2) プレー予約日、希望スタート時間。
(3) 前各号のほか、当ゴルフ場が必要と認める事項。

〈予約の解除〉

第5条 当ゴルフ場はご予約のお申込みをいただいたお客さまがご予約の全部または一部を解除された場合、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。
(1) 利用日の当日および前日に解除された場合、お申込みいただいた料金(税金を除く)の30%相当額。

- (2) 利用日の前々日より6日前までに解除された場合、お申込みいただいた料金(税金を除く)の10%相当額。
- (3) 利用日の7日前に解除された場合、または天災地変等の事態が発生してお客さまのスタートが不可能と当ゴルフ場が判断したときは、違約金はいただきません。
- (4) 5組以上の団体予約の場合は、上記(1)(2)のほか、利用日より30日前までに予約人数の過半数を解除された場合、お申込みいただいた料金(税金を除く)の10%相当額。

〈利用の登録〉

第6条 (1) 当ゴルフ場をご利用になるお客さまは利用日の当日、当ゴルフ場フロントにおいて利用の登録手続を行ってください。登録にあたっては、次の事項を当ゴルフ場所定の用紙にご記入いただきます。
①お客さまのお名前、住所、自宅または連絡先の電話番号。
②その他、当ゴルフ場が必要と認める事項。
(2) 前項の利用登録手続は、プレー予約時間の40分前までに行ってくださいようお願いいたします。ご登録をこれ以降に行われた場合には、やむを得ず、スタート時間の変更またはプレーをお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

〈営業日・営業時間〉

第7条 当ゴルフ場の営業日および営業時間は各施設に掲示するところによります。

〈営業日・営業時間〉

第8条 (1) グリーンフィーその他当ゴルフ場の利用料金はプレー終了後フロントまたは自動精算機にて、現金または当ゴルフ場で認めたクレジットカードまたはクーポン券にてお支払いいただきます。
(2) お客さまのご判断により、天候異変を理由としてプレーを途中で中止された場合、プレーフィーの返還はいたしかねます。ただし、当ゴルフ場の判断による場合はこの限りではありません。

〈利用規則等の遵守〉

第9条 当ゴルフ場のご利用にあたっては、当ゴルフ場が定めた本約款、利用規則、ゴルフ規則その他のルールをご遵守いただきます。

〈利用の責任〉

第10条 お客さまが故意または過失によって、当ゴルフ場の従業員、施設、他のお客さま等に損害を与えた場合、それによって生じた損害についてはすべてお客さまのご負担にて賠償いただきます。また、お客さまが前項の利用規則等に違反し、また係員の指示に従わないために発生した事故等については、当ゴルフ場は一切責任を負いかねますので十分ご注意ください。

〈個人情報〉

第11条 予約受付時およびプレー当日にいただいたお客さまの個人情報は、個人情報保護法に則り、下記以外には使用いたしません。
(1) あらかじめお客さまの同意を得た場合、企画商品の情報等をご案内するために、お客さまの個人情報を使用することがございます。
(2) あらかじめお客さまの同意を得ない場合でも以下に該当する場合は、お客さまの個人情報を提供できるものとします。
①法令の定めに基づく場合。
②公共団体、またはその委託を受けたものが、法令の定めに基づく事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

〈本約款の変更〉

第 12 条 当ゴルフ場は、本約款を必要に応じて変更する場合があります。

利用規則

当ゴルフ場をご利用いただく場合、快適なプレーと安全保護のため、利用約款のほか、下記の規則をお守りください。
この規則を遵守されない方には、利用約款の定めにより、利用および利用の継続をお断りすることがございます。

記

- 当ゴルフ場施設内には、次の物品の持ち込みをお断りいたします。
 - 動物・鳥類（ペット類ほか）。
 - 悪臭・騒音を発生させるもの。
 - 銃砲刀剣類。
 - 火薬及び揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - 前各号以外の危険物、有害物または法令で所持が禁止されているもの。
- 当ゴルフ場施設内では、次の行為をお断りします。
 - 賭博またはこれに類する行為。
 - 風紀をみだすような言動。
 - 刺青をされている方の利用。
 - 無許可での売品行為および広告物等の配布等の行為。
 - 当ゴルフ場が認めた場合以外の飲食物の持ち込み。
 - コース内で練習ストロークをすること。
 - プレーヤー以外の方が許可なくコース内に入ること。
 - 無許可の写真・ビデオ撮影・録音等。
 - お車を運転される方の飲酒または泥酔状態でのプレー。
 - 前各号のほか、法令に違反する行為、他のお客さまに迷惑を及ぼす行為、または当ゴルフ場の運営に支障を及ぼす行為。
- 当ゴルフ場の諸設備および諸物品については、次の事項をお守りください。
 - 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - 所定の場所以外に移動しないこと。
- 貴重品は必ず貴重品ボックスをご利用ください。貴重品ボックスに入りきらない場合やすべて使用中である場合には、必ずフロントに預けください。なお、貴重品ボックスの取扱いについては、ボックス設置場所に掲げる約款に定めるところによるものとします。
- ロッカーのご利用は、別途定める取扱い説明に定めるところによるものとします。また、ロッカーキーを紛失された場合には、速やかに当ゴルフ場にお届けください。ロッカーキー紛失による盗難等の事故についても、当ゴルフ場は一切責任を負いかねます。
- プレーをなさるお客さまは、プレー中のすべての行為に責任をお持ちいただきます。万一、プレー中に他のお客さまに損害を与えた場合は、お客さま自身の責任において、解決していただきますので、十分ご注意ください。
- セルフプレーの場合、乗用ゴルフカーの利用中に生じた事故についてはすべてお客さま自身の責任となります。また、乗用ゴルフカーのご利用については、別途定める乗用ゴルフカー利用注意事項をお守りください。
- プレーの際には、次の事項をお守りください。
 - 先行組や隣接ホールに打ち込んだり、アドレスしたプレーヤーの前に出ないでください。
 - 後続のお客さまは、先行組が自分の飛距離外に出たことを確認後、打球してください。
 - キャディーは進行上、打球のアドバイスをしますが、危険の有無の確定的判断は行いません。キャディーのアドバイスはあくまで参考にとどめ、ご自分で自己の飛距離をご判断のうえ、打球してください。
 - プレー中の喫煙その他火気使用はご遠慮ください。お煙草は灰皿の設置してある場所をお願いします。
 - メタル（金属、セラミックを含む）スパイクシューズでのプレーを禁止させていただきます。ノンメタルスパイクシューズ（スパイクレスシューズを含む）をご利用ください。
 - 前各号のほか、当ゴルフ場が定める事項。
- プレーはハーフ2時間10分以内でラウンドをお願いいたします。

- スタート前とプレー終了後には必ずご自分のクラブに間違いがないかをご確認ください。間違いがあるときは、ただちに係員にお申し出ください。
- 当ゴルフ場内での携帯物および駐車場に駐車車の中のお車（車内の物品も含みます）に関する事故および盗難については、当ゴルフ場は一切責任を負いかねますので、ご注意ください。
- 携帯電話をご使用の際は他のお客さまの迷惑とならないよう十分ご注意ください。
- 当ゴルフ場は、円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的として、ローカル・ルールを設定しておりますので、必ずお守りください。
- 当ゴルフ場は、この利用規則を必要に応じて変更する場合があります。

セーフティーボックス 利用規約

西武園ゴルフ場（以下「当ゴルフ場」といいます。）に設置されているセーフティーボックス（以下「セーフティーボックス」といいます。）は、当ゴルフ場をご利用中のお客さまが保有されている物品を一時的に保管するために当ゴルフ場が場所をお貸しするものであり、お客さまがセーフティーボックスに格納される物品について、当ゴルフ場がその保管・管理をお約束するものではありません。セーフティーボックスをご利用の際には、本利用規約が適用されますので、本利用規約の内容をご理解・ご了承のうえ、ご利用ください。

第 1 条（ご利用いただける方）

- セーフティーボックスは、当ゴルフ場をご利用中のお客さま（以下「お客さま」といいます。）に限り、ご利用いただけます。
- 当ゴルフ場は、セーフティーボックスのご利用を希望される方に対し、ご利用資格の確認を求める場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

第 2 条（セーフティーボックスに入れることができないもの）

- セーフティーボックスには、次の物品を入れることはできません。
 - 多額の金銭（30万円以上）、高価な貴金属（30万円以上）及び有価証券等
 - 麻薬・覚せい剤等の違法物、危険物、禁制品等
 - 腐敗、破損、変質しやすいもの、液状のもの、異臭等の原因となるもの
 - セーフティーボックスに収納できないもの
 - 前各号のほか、当ゴルフ場がセーフティーボックスでの保管に適さないと判断したもの。
- 前項第②号から第⑤号に該当する物品がセーフティーボックスに入れられた事実が判明したとき又はその疑いがあるときは、当ゴルフ場は、当ゴルフ場又は当ゴルフ場が依頼した業者においてセーフティーボックスを開扉し、その状況に応じて、警察への届出、廃棄その他適当な処理を行います。
- 前項のうち、当ゴルフ場が依頼した業者がセーフティーボックスを開扉した場合、セーフティーボックスの開扉に要した費用は、ご利用者にご負担いただきます。
- 第2項の場合、セーフティーボックスの開扉及び警察への届け出、廃棄その他適当な処分によってご利用者に生じた損害については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 3 条（利用方法）

- セーフティーボックスは、セーフティーボックス付近に掲示された利用方法に従って、ご利用ください。
- ご利用者のご事情により、万が一、セーフティーボックスを開扉できなくなった場合には、直ちに当ゴルフ場にご報告ください。当ゴルフ場がご利用者であることを確認できた場合に限り、当ゴルフ場の指定した時間に、当ゴルフ場又は当ゴルフ場が依頼した業者にて開扉いたします。なお、セーフティーボックスを開扉しない状態で本人確認を行うことができない合理的な理由が存在する場合、当ゴルフ場は、本人確認に先立ってセーフティーボックスの開扉を行い、セーフティーボックスの内容物等により本人確認ができたことを条件に内容物をお渡しすることがあります。
- 前項のうち、当ゴルフ場が依頼した業者がセーフティーボックスを開扉した場合、セーフティーボックスの開扉に要した費用は、ご利用者にご負担いただきます。
- ご利用者は、当ゴルフ場又は当ゴルフ場が依頼した業者が第2項の措置を講じたことに対して、一切異議を申し立てることはできません。

- 当ゴルフ場は、第2項に基づく行為によりご利用者に損害等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

第 4 条（利用期間）

- セーフティーボックスの利用期間は、利用日当日の営業終了時間までとします。ただし、当ゴルフ場運営の都合上、上記利用期間内であってもセーフティーボックスの利用（開扉を含む）を制限することがありますので、その場合には当ゴルフ場の指示に従ってご利用ください。
- 前項に定める利用期間を経過したときは、セーフティーボックスを開扉し、内容物を所定の保管場所に移した後に、7日間保管いたします。この場合、セーフティーボックスの開扉のために費用を要した場合、ご利用者に対して、その費用を請求いたします。
- 前項の場合、当ゴルフ場がセーフティーボックスを保管している間、ご利用者であることを確認できたことを条件に、セーフティーボックスの内容物をお渡しいたします。
- 当ゴルフ場が第2項に基づきセーフティーボックスを開扉してから7日間を経過してもお引取りがない場合には、遺失物法に則って対応いたします。
- ご利用者は、当ゴルフ場が行った本条に定める行為に対して、一切の異議を申し立てることはできません。
- 本条に基づく行為によって内容物に破損等の損害が発生した場合であっても、当ゴルフ場に故意又は重過失がない場合には、当ゴルフ場はかかる損害について一切の責任を負いません。

第 5 条（セーフティーボックスの故障等）

- セーフティーボックス又はセーフティーボックスを管理している機械等の故障、停電等が生じた場合、当ゴルフ場はセーフティーボックスの一部又は全部の利用（開扉を含む）を中止することがあります。
- 前項の場合、当ゴルフ場は、業者に依頼して、セーフティーボックスの修理を行うよう努めます。
- 前項の修理の結果セーフティーボックスの施設が解除された場合、当ゴルフ場は、セーフティーボックスを開扉し、内容物を所定の保管場所に移し、14日間保管します。ただし、前項の修理の結果セーフティーボックスが正常に使用できる状態になった場合は、この限りではありません。
- 前項の場合、当ゴルフ場がセーフティーボックスを保管している間、ご利用者であることを確認できたことを条件に、セーフティーボックスの内容物をお渡しいたします。
- 当ゴルフ場が第3項に基づきセーフティーボックスの内容物を所定の保管場所に移してから14日間を経過してもお引取りがない場合には、遺失物法に則って対応いたします。
- ご利用者は、当ゴルフ場が行った本条に定める行為に対して、一切の異議を申し立てることはできません。
- 本条に基づく行為によりご利用者に損害等が発生した場合であっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 6 条（緊急措置）

当ゴルフ場は、次の場合には、セーフティーボックスを開扉し、必要かつ適切な措置を取ることができます。なお、このために、ご利用者に生じた損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

- 法令の定めるところにより、セーフティーボックスの開扉を求められたとき
- 火災等の緊急の場合

第 7 条（免責）

当ゴルフ場は、次の各号に起因する物品等の損害について、一切の責任を負いません。

- 火災、地震、その他不可抗力による場合
- 第2条第1項の各号に該当する物品を入れた場合
- 第3条第2項においてご利用者の本人確認ができず、セーフティーボックスの開扉を行わなかった場合
- その他当ゴルフ場の責めに帰さない場合

第 8 条（損害賠償）

ご利用者がセーフティーボックスに格納された物品に起因して、当ゴルフ場又は第三者が損害を受けたときは、ご利用者に生じた損害を賠償していただきます。